

代理受領制度について

○代理受領制度とは

代理受領制度とは、申請者からの委任により、工事業者等が、代理で補助金を受領する制度です。この制度を利用することで、申請者は工事費等と補助金の差額（自己負担分）のみを工事業者等に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

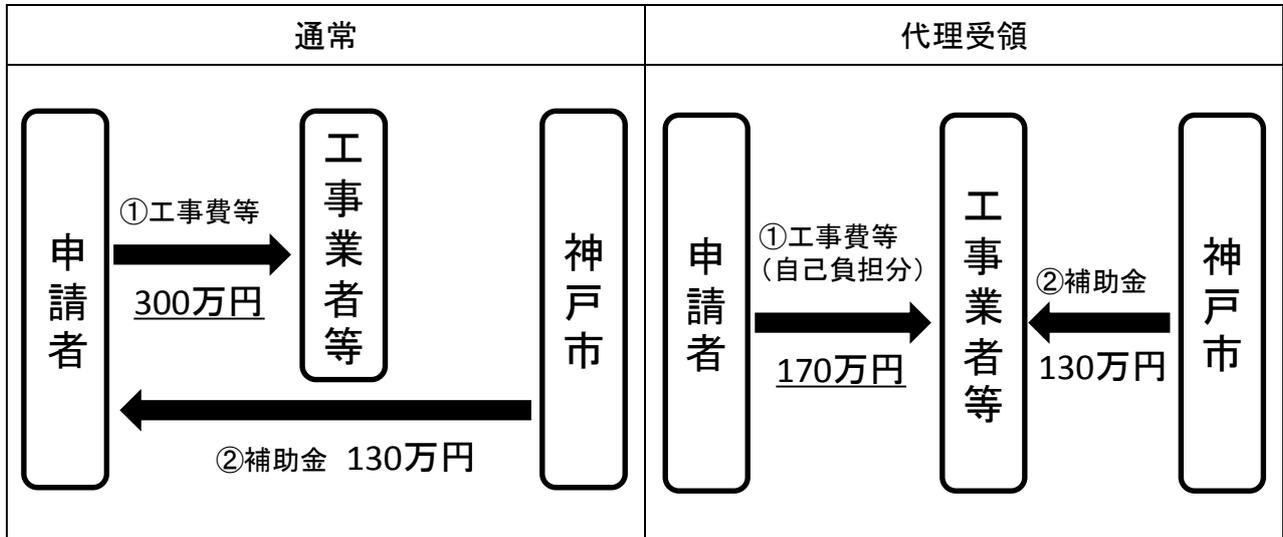
○代理受領制度を活用できる補助事業

神戸市住宅耐震化促進事業において、代理受領制度を活用できる補助事業は次の3つです。

- ・ 住宅耐震改修工事費補助
- ・ シェルター型工事費補助
- ・ 屋根軽量化工事費補助

○代理受領のイメージ

例として、300万円の耐震改修工事をおこない、130万円の補助金を受ける場合、支払いの流れは、下図のようになります。



※通常および代理受領ともに①工事費等の支払い後、神戸市が②補助金を支払います。

○注意事項

- ・ 申請者（委任者）と工事業者等（受任者）が代理受領制度を理解し、合意した上で利用してください。
- ・ 代理受領制度を利用する際は、補助金の請求時に、「補助金請求書」にあわせて「受領委任状」を提出する必要があります。